



食安発0530第4号
25消安第959号
25水漁第330号
平成25年5月30日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公 印 省 略)

農林水産省消費・安全局長

水 産 庁 長 官

「対EU輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

EU向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知）中の別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」（以下「本要領」という。）に基づき取り扱っているところです。

今般、漁船等衛生監視者制度の新設、ホタテガイ等二枚貝に関するサンプリング者の指名要件及び水産物の衛生基準の変更等を行い、本要領を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知いただくとともに、貴管下関係営業者等への周知について、よろしく申し上げます。